



COVID-19 感染拡大防止のための 令和3年度活動報告No.2

昨年に引き続き、COVID-19 感染対策に細心の注意をはらい、婦人会活動の範囲を広げています。

感染防止の啓発活動は、少しずつ変化してきています。婦人会では、地域ごとの感染状況を考慮しながら、活動を継続しています。そこで、新しい生活様式のために取り組む婦人会活動を紹介します。

＜一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会＞

香川県では、会議や講演会等で、マスク着用・手指消毒などが義務化されています。

さらなる感染拡大に伴い、感染者やその家族に、また誤った情報によって、感染していない方々への差別が広がっており、さらには医療関係者やその家族までもがいわれのない差別で苦しんでいます。正しく知って、冷静な行動を呼びかけるなど人権問題にも気を付けるようになりました。

香川県には「NO コロナハラスメント～正しい情報をもとに冷静な行動を～」啓発キャンペーンがあります。

この活動は令和2年8月17日から始まっていますが、早くからこの活動に賛同し、ポスターやポップを掲示するなどして普及啓発活動を実施しています（写真1）。

また、県婦連事務局だより（写真2）を発行し、婦人会員への情報提供を続けています。この内容は、ホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~kagawakenfuren/dayori.html>)



写真1 キャンペーンポスター



写真2 県婦連事務局だより（令和2・3年度の一部）